

画像意匠実務のポイント

大 塚 啓 生*

抄 録 令和元年の意匠法の大改正（令和2年4月1日施行）により，新たに画像自体の意匠が保護の対象となりました。本稿では，新たに保護対象に加わった画像自体の意匠を中心に，現在の画像意匠の制度の概要及び実務上のポイントについて説明します。

目 次

1. はじめに
2. 画像意匠制度について
 2. 1 画像意匠に関する改正の概要
 2. 2 画像意匠の登録要件
 2. 3 画像意匠の保護範囲
 2. 4 画像意匠の登録例
3. 画像意匠の出願時の留意点
 3. 1 画像意匠 or 従来型の画像意匠
 3. 2 願書及び図面の記載
4. 画像意匠のクリアランス調査
5. おわりに

1. はじめに

令和2年4月1日施行で意匠法が改正されました（令和元年意匠法改正）。昭和34年法における最も大きな改正と言われている本改正では，関連意匠制度の拡充や意匠の存続期間の延長等，注目すべき改正点が幾つかありましたが，特にインパクトがあったのは建築物や画像が新たに意匠の保護対象となったことです。

この改正前は，意匠は物品の形状等であると定義されており，法上の「物品」として扱われていなかった不動産や，画像自体については意匠法では保護されていませんでした。しかし，当該改正において意匠法の定義に建築物と画像が追加されたことにより，意匠は「物品」の要

件 の 縛 り か ら 解 放 さ れ た こ と に な り ま す 。

これまでの意匠の概念を覆した改正により，意匠制度は新たなステージに踏み出したと言えるでしょう。そこで，本稿では，新たに意匠の保護対象となった画像に焦点を当て，その制度概要や実務上のポイントを説明します。

なお，本稿では，新たに保護されることとなった画像自体の意匠を「画像意匠」とし，改正前の保護対象であった物品等に表示される画像を「従来型の画像意匠」とします。

2. 画像意匠制度について

2. 1 画像意匠に関する改正の概要

(1) 画像自体が意匠の保護対象に

改正前の意匠法において，意匠とは「物品（物品の部分を含む）の形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合」と定義されていました（改正前意匠法2条1項）。つまり，意匠法上の意匠として認められるためには，物品性（物品を離れて意匠は存在しないこと）や形態性が要件であると解釈されており，有体物の形状等であることが意匠として保護される大前提でした。そのため，無体物である画像自体を意匠として保護することはできず，デジタルカメラに組み込

* 弁理士 Hiroki OTSUKA

まれた画像や、パソコンに表示される画像等、物品の形状の一部としてのみ画像の保護が認められる限定的なものでした。

しかし、近年の情報技術の発展に伴い、画像自体を保護するニーズは高まっていました。具体的には、IoT等の新技術の普及に伴い機器に表示されるGUIの重要性が増していること、インターネットサービスの多様化によってネット上のサイバーモール・ナビゲーションサービス等が発展していること、クラウド上に記録されたアプリケーションソフトウェアを通じたサービスが浸透していること等が挙げられます。このように、GUIやウェブ上の画像等に多額の投資がされている実情があることから、画像自体を保護する必要性が議論されていました¹⁾。

そこで、令和元年意匠法改正により、意匠法の定義に「建築物」と「画像」が追加され、物品と並列的に建築物と画像が意匠の保護対象になることが明記されました（意匠法2条1項）。この改正により、物品から離れた画像自体（例えば、アイコン自体の画像）について意匠登録が認められることになりました。

(2) 従来型の画像意匠も継続して保護可能

このように、改正によって画像意匠の登録が認められるようになりましたが、改正前から保護が認められていた従来型の画像意匠、すなわち、「物品の表示部に表示される画像」や「物品の操作の用に供される画像」のように、物品

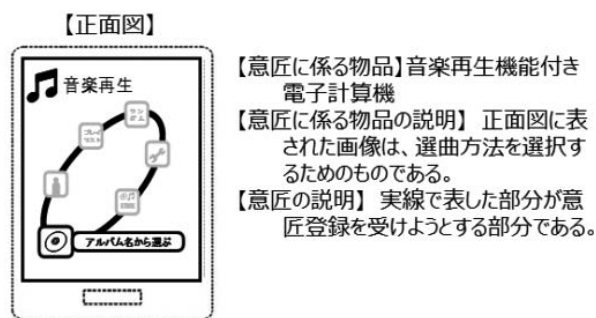


図1 従来型の画像意匠の例（意匠審査基準）

との機能的な一体性・関連性が認められる画像についても、継続して、「物品の部分に画像を含む意匠」として保護できます。

また、改正によって建築物が新たに意匠の保護対象となったことから、建築物と結合した画像も、建築物の部分に画像を含む意匠として保護可能です。例えば、建築物の壁面に埋め込まれたスクリーンに表示される画像等が対象です。

(3) 画像意匠と従来型の画像意匠の違い

画像意匠と従来型の画像意匠とで大きく異なるのは、従来型の画像意匠は物品性及び形態性が求められるのに対し、画像意匠にそのような制約はないことです。そのため、画像意匠は、物品等の表示画面に表示される画像である必要がありません。例えば、壁に投影されるプロジェクションマッピングの画像や、VRによる立体画像等も画像意匠の対象となります。

また、従来型の画像意匠は物品等に記録された画像であることが要件とされていますが、画像意匠にそのような要件はありません。したがって、改正前まで登録が認められなかったクラウド上のアプリケーション画像やウェブサイトの画像等が画像意匠として登録可能です。

2.2 画像意匠の登録要件²⁾

画像意匠は新しい保護対象ではありますが、画像意匠に限った特別な登録要件は設けられなく、物品の意匠等他の意匠と同様の登録要件が課せられます。以下、画像意匠に関して特に押さえるべき二つの登録要件を説明します。

(1) 意匠法上の意匠であること

「画像」の文言が意匠の定義に追加されたものの、全ての画像について保護が認められた訳ではありません。条文上、画像は、「機器の操作に供されるもの」（操作画像）と「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」

(表示画像)に限定されます(意匠法2条1項括弧書)。

意匠審査基準では、操作画像は、「対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう。」と定義されています。例えば、操作ボタンになるアイコン用画像がこれに当たります。

また、表示画像は、「何らかの機器の機能と関わりのある表示画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいう。」とされています。例えば、壁に投影された時刻を表示する画像が該当します。

このように、画像意匠であっても、その画像が機器又は物品の機能に関係していることが必要となります。したがって、機器等の機能と関係しない映画やゲーム等のコンテンツ画像や、デスクトップの壁紙等の装飾目的の画像については、登録が認められません。

なお、従来型の画像意匠についても、操作画像と表示画像に限定されると解釈されています。

(2) 新規性

物品等の意匠と同じく、画像意匠も公知の意匠と同一又は類似の画像については登録が認められません。この点、画像意匠は令和2年4月1日に施行されたばかりであって事例の蓄積がないため、学説や裁判例によって類否判断の解釈は示されていません。そのため、現時点では、意匠審査基準が唯一の指針になります。

意匠審査基準によれば、画像意匠の類否は、画像意匠同士の同一又は類似が判断されるほか、画像意匠と従来型の画像意匠との間でも同一又は類似が判断されると解しています。そして、いずれの場合も、①両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること、②両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似である

こと、③両意匠の形状等が同一又は類似であること、の三つの要件を満たす必要があるとされています。

ポイントは、意匠全体及び画像の「用途及び機能」が類否判断に影響するという点です。つまり、画像自体の形状等が同一であっても、用途及び機能が異なる場合は非類似と判断される可能性があるということです。

例えば、画像意匠同士を対比する場合、基本的に①②を総合して画像全体の用途及び機能の類否が判断されますが、意匠審査基準では、類似しない例として、商品選択ボタンを表示する「商品在庫確認用画像」と、商品の在庫を表すインジケータとしての「商品在庫確認用画像」が提示されています。前者は情報を表示させる指示を与えるものであるのに対し、後者は情報を表示しているに過ぎないことから、両意匠の用途及び機能は類似しないとしています。

画像意匠と従来型の画像意匠を対比する場合は、①と②は個別に判断されます。意匠審査基準の「電子メール用画像」と「電子メール送受信機能付き冷蔵庫」の例では、②の類否ではいずれも「電子メールの送受信を行う用途及び機能」が共通するものの、①の類否では冷蔵庫特有の「食品等の保存の用途及び機能」の違いがあり、この差異が大きいことから類似しないとしています。

このように、用途及び機能が画像意匠の類否に影響することを理解する必要がありますが、特に画像意匠と従来型の画像意匠の対比にあつては、①と②の二段階で用途及び機能が考慮されるため、類否判断は容易ではないかもしれません。

2. 3 画像意匠の保護範囲³⁾

物品等の意匠と同様に、画像意匠も、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を有します(意匠法23条)。また、所定

の要件を満たす行為について間接侵害が成立し得ることも同様です（意匠法38条7号等）。

「意匠の実施」については、画像意匠の場合、登録されている画像と同一又は類似の画像を作成・使用する行為や、インターネット上で提供する行為等に意匠権の効力が及びます（意匠法2条1項3号）。また、従来型の画像意匠の場合、登録されている意匠と同一又は類似の意匠に係る物品の製造や譲渡等に意匠権の効力が及びます（同項2号）。

「意匠の類否」は、現状は上述した新規性の判断基準を参考にするしかありません。すなわち、画像意匠と従来型の画像意匠は互いに類似する可能性があり、互いに意匠権侵害を構成する可能性があります。もっとも、この判断基準はあくまで意匠審査基準に示されたものなので、今後の学説や裁判例を注視する必要があります。

2. 4 画像意匠の登録例

ここで、実際に登録が認められた画像意匠を幾つか紹介します。

(1) 投影される画像

【画像図】

【使用状態を示す参考図1】

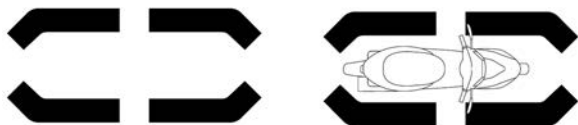


図2 意匠登録第1672383号

画像意匠として初めて登録が認められた「車両情報表示用画像」です。意匠に係る物品の説明によれば、当該画像は画像投影装置付き車両より路面に照射される画像であり、外部から車両の存在を視認しやすくさせ、運転手車両周辺の路面の状況を視認しやすくさせる用途及び機能があるようです。

(2) アイコン用画像

【画像図】



図3 意匠登録第1677889号

「アイコン用画像」の登録であり、画像自体を保護する代表的な例の一つです。住宅の住み心地をシミュレーションするソフトの起動操作のためのアイコン用画像のようです。

(3) クラウド上で提供される画像

【画像図】

【使用状態を示す参考図】



図4 意匠登録第1682820号

オンラインショップの「商品検索選択用画像」の登録であり、物品等に記録されていない画像意匠の例になります。

また、意匠登録を受けようとする部分以外の部分に薄青色（図4は灰色で覆われた部分）を施した、画像意匠の部分意匠の例でもあります。

3. 画像意匠の出願時の留意点

3. 1 画像意匠 or 従来型の画像意匠

創作した画像を出願するに当たって、まず検討することは、画像意匠と従来型の画像意匠のいずれで出願するかということかと思います。

この点、画像意匠は物品性の縛りがなかったから、従来型の画像意匠よりも権利範囲が広い

と考える方が多いかと思います。実際に画像意匠のほうの権利範囲は広いのかもしれませんが。しかし、新規性の項目で説明したように、画像意匠と従来型の画像意匠の用途及び機能等に類似性があれば相互間で意匠として類似すると判断される可能性があることを考慮すると、類似範囲の中核はオーバーラップすると考えられますので、いずれで出願しても保護すべき必要最小限の範囲はカバーできると思われます。

私見としては、権利範囲の広狭の観点のほか、権利範囲が及ぶ射程を基準に検討するのも重要と考えます。すなわち、どのような実施行為に対して権利行使できるか又はしたいかの観点も考慮することです。画像意匠の保護範囲の項目で説明したように、画像意匠と従来型の画像意匠とでは直接侵害を問える実施行為が異なるので、創作した画像の性質に応じて、出願に係る意匠を使い分けても良いと考えます。例えば、冷蔵庫特有の飲食品を保存する用途及び機能を発揮するために用いられる専用の画像（例：食品の保存状態確認用の画像）は従来型の画像意匠で出願し、携帯情報端末やあらゆる電子機器等に用いる汎用的な画像（例：時刻表示画像）は画像意匠として出願するという具合です。

なお、創作した画像を万全に保護したい場合は、画像意匠と従来型の画像意匠とで重畳的に保護することもオプションと思います。実際に、図5のように、エレベーターのロープの張力を測定する画像について、「ロープ張力測定用画

像」と「ロープ張力測定機能付き電子計算機」で登録されている例があります。両意匠は互いに類似する関連意匠として登録が認められています。

3. 2 願書及び図面の記載⁴⁾

願書及び図面の記載に関する留意事項については、意匠審査基準が参考になります。

まず、願書の記載において留意すべきことは、「意匠に係る物品」の欄に、画像の具体的な用途を明記する必要があることです。用途が明記されていない場合は、意匠が具体的でないとして登録が認められません。具体的には、「情報表示用画像」「取引用画像」「スクロールバー用画像」等は適切ですが、単に「画像意匠」「画像」等は不適切な記載となります。

次に、「意匠に係る物品の説明」の欄が挙げられます。この欄の記載は任意であり、意匠に係る物品の記載や提出された図面によって画像の用途や機能が明確な場合は特段記載する必要はありません。しかし、既に説明したように、画像の用途及び機能は、画像意匠の類似範囲／権利範囲に影響を及ぼす重要な要素ですので、創作した画像を適切に保護するためにも、意匠に係る物品の欄には、できるだけ画像の用途及び機能を記載することが勧められます。

さらに、図面についても留意すべき点があります。画像意匠の場合、物品等の意匠のような6面図は必要とされておらず、最小単位としては【画像図】の一図だけでも登録が可能等、自由度は高いです。しかし、逆に言えば、図面による画像の特定方法は出願人に委ねられています。そのため、図面の作成に当たっては、画像意匠の創作性のある部分や特徴等が正しく表されているか、意匠の内容が具体的に表現されているか等を慎重に確認する必要があります。

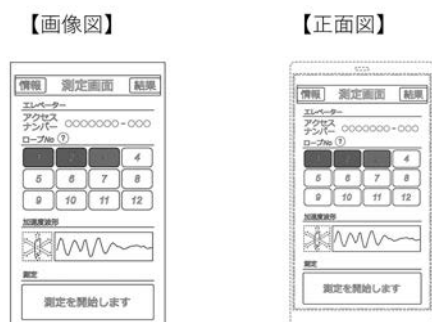


図5 意匠登録第1675496、1675446号

4. 画像意匠のクリアランス調査

画像自体の意匠が新たに保護対象になったことで画像に関してクリアランス負担が増したことは間違いありません⁵⁾。例えば、これまで調査する必要のなかったアイコンやウェブのデザインについて今後は意匠調査検討の必要があります。特に、アイコンは商標で保護する意識が定着していたため注意が必要です。よって、意匠調査の必要性／重要性は高まったといえます。

意匠の調査は、「日本意匠分類」を使用して行うのが一般的であるところ、画像意匠については新たに「N3」の意匠分類が付与されています。小分類は、「N3-10 グラフィカルユーザーインターフェース」、「N3-11 グラフィカルユーザーインターフェース（領域区分型）」、「N3-12 グラフィカルユーザーインターフェース（アイコン）」です。

しかし、これらの小分類は必ずしも用途及び機能が異なる画像を棲み分けているものではなく、小分類を特定して調査しても、適切な範囲を調査できていない可能性があります。したがって、結局は「N3」に分類されている画像に関する意匠の全てを調べることが肝要です。令和3年3月11日付けで特許庁が公表した「画像・建築物・内装の意匠 調査方法マニュアル」でも、「N3?」で調査することを推奨しています。

とはいえ、「N3?」で調査をした場合、相当数の先行意匠が検出されるため（令和3年4月11日現在で7,941件）、これら全てを確認する作業は多大な労力がかかります。前述の調査方法マニュアルでも示されているように、「画像」「アイコン」「UI」等のキーワードを入力することで検索結果を絞ることも考えられますが、調査の漏れがないか不安が残ります。

さらには、意匠の場合、登録された意匠のみが公報に掲載されるため、調査時に検出される先行意匠には数ヶ月前に出願された意匠は含ま

れません。

このような事情から、完璧なクリアランス調査を実施することは困難といえますが、今後画像意匠の登録が蓄積されることを考慮すると、調査を実施しないことはリスクがあると思われます。そのため、用途や機能に応じてキーワードを入力し、検出結果を絞ってでもスクリーニング的に調査を実施することが勧められます。

また、意匠審査のファーストアクションが約6ヶ月であることを考慮すると、クリアランス調査に代えて、意匠登録出願をして特許庁の審査を仰ぐことも選択肢と考えます。

なお、画像意匠の調査手段としてGraphic Image Park（画像意匠公報検索支援ツール）がありますが、精度にやや疑義がありますので、やはりスクリーニング程度に利用されるのが良いかと思います。

5. おわりに

令和元年意匠法改正によって画像自体の意匠が保護の対象となったことは画期的である反面、法改正が施行されて間もないため制度としては発展途上にあるといえます。特に、画像に関する意匠の類否の判断基準や侵害の成否については、学説や裁判例による進展を確認する必要があります。

また、意匠ユーザーにとってクリアランス負担が増えたことも確かですが、その一方でこれまで保護できなかった画像のデザインを保護できるようになった利点もあります。画像意匠を保護する重要性が高まることで、意匠が積極的に活用され、意匠制度全体の活性化に繋がることが期待されます。

注 記

- 1) 令和元年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説, pp.73～89 (2020)
- 2) 特許庁 意匠審査基準(令和3年3月31日改訂版)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 3) 五味飛鳥, 意匠・デザインの法律相談 I, pp.207
～215 (2021) 青林書院
 - 4) 特許庁 意匠登録出願の願書及び図面等の記載
の手引き (令和 3 年 3 月改訂版)
 - 5) 安立卓司, パテント, Vol.73, No.11, pp.37～45
(2020)
- (原稿受領日 2021年 4 月15日)

